様式第一の記載要領第四号の表認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例の項を削り、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「第66条の11第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第66条の11第１項」を加え、同表社会保険診療報酬の所得の計算の特例の項を次のように改める。

社会保険診療報酬の所得の計算の特例	第67条第１項	00485	法規別表十(七)「６」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表転廃業助成金等に係る課税の特例の項中

「

第67条の４第４項又は第

」を

「

第67条の４第４項又は第５項	00276	法規の金の欄同欄
第67条の４第９項において準用する同条第２項又は同条第10項において準用する同条第３項	00559	法規の金の欄同欄

」を

「

５項	00276	法規別表十三(十二)「17」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）

」を

「

別表十三(十二)「17」の欄額（当該金額が同表「18」の金額を超える場合には、の金額）
別表十三(十二)「13」の欄額（当該金額が同表「15」の金額を超える場合には、の金額）

」に改める。

様式第二の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項からエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第68条の９第１項	10409	法規別表六の二(三)「11」の欄の金額
	第68条の９第２項	10410	法規別表六の二(三)「18」の欄の金額
	第68条の９第３項	10411	法規別表六の二(三)「23」の欄の金額
	第68条の９第６項	10412	法規別表六の二(四)「７」の欄の金額
	第68条の９第７項	10413	法規別表六の二(四)「12」の欄の金額
	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成26年旧措置法」という。）第68条の９第９項第１号	10010	法規別表六の二(五)「21」の欄の金額
	第68条の９第９項第１号	10469	
	第68条の９第９項第２号	10011	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成23年12月旧措置法」という。）第68条の10第１項第１号）	10015	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第２号）	10019	
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第３号）	10023	
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の10第１項第４号）	10027	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成23年12月旧措置法第68条の10第３項	10029	法規別表六の二(七)「36」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項中「(償却費)(同条第１項第１号イ)」を「(同条第１項第１号イ）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成25年旧措置法」という。)第68条の10第１項第１号イ（償却費)」に「同条第１項第１号イ))」を「同条第１項第１号イ）又は平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号イ)」に「又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ（償却費」を「(償却費」に「第11項（特別償却準備金)(平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号イ」を「第11項（特別償却準備金)(平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号イ」に「第68条の10第１項第１号ハ(」